

令和 2 年度 定期監査に係る措置内容報告書 (教育委員会)

監査結果報告日	令和 2 年 12 月 1 日	措置内容報告日	令和 2 年 12 月 14 日
---------	-----------------	---------	------------------

≪ 学校教育課 ≫	
1	<p>① 指摘事項の要旨</p> <p>加西市外国語指導助手派遣業務委託料 4 月分、教職員健康診断委託料の支払遅延の発生について、支払遅延防止法に則り 30 日以内に適正に処理すべきである。</p>
	<p>② 原因</p> <p>先方業者に対して、支払が 30 日以内にはできない旨は連絡していたが、請求書入手日と請求書の日付の相違について、差替の依頼はしていなかったため。</p>
	<p>③ 措置内容 (検証結果)</p> <p>請求書入手日と請求書の日付に相違がある場合は的確な日付の請求書の送付を依頼し、支払遅延防止法に抵触しないよう請求日から 30 日以内に支払うよう適正に処理する。</p>

≪ こども未来課 ≫	
1	<p>① 指摘事項の要旨</p> <p>保育補助業務委託料、給食管理ソフト保守委託料において、支払遅延防止法では請求日から 30 日以内に支払うことになっているが、実際の支払いは 30 日以上経過していた。支払遅延とならないよう適正に処理するとともに、先方業者に対して、的確な請求書を迅速に送付するよう指導すべきである。</p>
	<p>② 原因</p> <p>4 月 30 日付の請求書の入手日が 5 月の連休明けとなり、委託検査調書の作成後、支払ったのが 6 月となった。給食管理ソフト保守委託料も、請求日は 4 月 1 日だったが、請求書の入手が遅れ、5 月の連休明けの支払いとなった。</p>
	<p>③ 措置内容 (検証結果)</p> <p>継続的な月例の伝票処理であるため、先方事業者とよく連絡を取り合い、30 日以内の支払いが終了するよう迅速な事務処理に努める。</p>